

島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議 議事録

- 1 日 時 令和4年9月12日（月） 午前10時00分～午前10時52分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席 4名 定数 5名
労働者代表委員 出席 10名 定数 15名
使用者代表委員 出席 7名 定数 10名
- 4 主要議題 ○部会長及び部会長代理の選出
○最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について
○関係労働者及び関係使用者からの意見聴取について
○最低賃金に関する基礎調査結果について

【補 佐】 委員の皆様には、お忙しい中をお集りいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議を開会します。

本日の会議は、9月8日付け専門部会委員の任命後、初めての会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。私は室長補佐の日高と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、御確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚、会議の席次表が1枚。会議資料その1として青いインデックスのナンバー1からナンバー6まで綴じたもの。会議資料その1の中身についてですが、ナンバー1が両面印刷3枚もので、各専門部会の委員名簿、ナンバー2が1枚もので、最低賃金の改正決定についての諮問文の写し、ナンバー3が両面印刷5枚もので、鉄鋼、はん用機械等、電子部品・デバイス等、自動車製造、自動車新車小売の5つの専門部会の最低賃金専門部会運営規程、ナンバー4が、1枚もので、最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋、ナンバー5が、両面印刷1枚もので、答申日別最短効力発生予定日一覧表、ナンバー6が、業務改善助成金、島根働き方改革推進センタ

一、令和4年度各種助成金のご案内のリーフレットなどが4種類となります。以上が会議資料その1となっております。なお、相談窓口としての島根働き方改革推進センターは、島根労働局の委託事業として島根県経営者協会様をお願いしております。今回お配りしています資料の各種助成金につきましては、担当が雇用環境均等室となりますので、詳細につきましては、そちらにご照会いただければと思います。

次に、会議資料その2として、青色のファイルに赤いインデックスのナンバー1からナンバー18までを綴じた、賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係の資料をとりまとめたものをお配りしております。

なお、本審の審議会委員の皆様には、既に青色のファイルはお配りしておりますので、差し替え分のみ資料をお配りしています。

また、部会別資料として、青のインデックスのナンバー1からナンバー3までをとじたもので、各専門部会別にナンバー1申出書の写しと、ナンバー2最低賃金基礎調査結果報告書とナンバー3参考資料をお配りしております。

以上が本日本配布しております資料です。御確認をお願いいたします。

(資料確認)

【補 佐】 次に、本日の委員の皆様の出席状況について御報告します。

本日は、電子部品等と自動車の専門部会の公益の小田川委員、鉄鋼の労働者代表の高田委員・松本委員、はん用機械器具等の専門部会の使用者代表の達委員、労働者代表の石倉委員、電子部品・デバイス等の専門部会の使用者代表の内田委員、労働者代表の黒目委員、自動車・同附属部品の専門部会の使用者代表の本間委員、新車の労働者代表後藤委員から、欠席の連絡をいただいております。

本日の会議は、5件の専門部会を合同で開催しますが、5件の専門部会につきまして、現在の出席状況において、それぞれが最低賃金審議会令第5条第2項の規定にある定足数を満たしており、会議が有効に成立しますことを御報告します。

また、本日の合同会議については、会議公開の原則に基づき会議の傍聴手続きを行いました。傍聴希望はなかったことを併せて御報告します。

それから、本日の会議の議事録については、公開となりますので、御承知願います。

最初に、議事に入ります前に、各委員の皆様の御紹介をさせていただきます。令和4年9月8日付けで、お手元の会議資料その1をご覧ください。その1の青のインデックスの資料ナンバー1「委員名簿」のとおり任命させていただきました。本来は、それぞれお名前を読み上げて御紹介すべきですが、この委員名簿と席次表をもって御紹介に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして会議次第2、労働基準部長の三上から挨拶を申し上げます。

【基準部長】 皆さん、おはようございます。労働基準部長の三上でございます。特定最低賃金専門部会の各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

島根県最低賃金の改正につきましては、9月5日に官報公示も終わり、10月5日発効します。現在は、改正額の周知と合わせまして、最低賃金引上げに向けた支援策、業務改善助成金等の周知広報も行っています。本日から特定最低賃金産業別最低賃金の審議をお願いすることとします。

本年は、百貨店・総合スーパーを除く特定最低賃金5業種について改正の申出がございました。申出のあった5業種すべてについて改正の必要性ありとの答申をいただいたことを受けまして、8月25日に労働局長より調査審議を諮問し、本日の合同会議の開催となりました。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響、そして物価や原材料費の高騰など、取り巻く情勢は厳しいですが、これからそれぞれの専門部会において慎重な金額審議を重ねていただき、最終的には、全会一致の結審をよろしくお願い申し上げます。以上です。

【補 佐】 続きまして、会議次第3の部会長及び部会長代理の選出でございます。専門部会の部会長、部会長代理は最低賃金法第25条第4項により、公益委員

の中から委員が選挙することとされており、これまでの慣例では労側委員あるいは使側委員から推薦をいただいております。今年度も各部会の部会長、部会長代理をご推薦いただければと思います。よろしくお願いいたします。

どなたかご推薦いただけますでしょうか。

はい。森脇委員。

【森脇委員】 使用者代表の森脇です。今から推薦をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

鉄鋼の部会長には、富田委員。部会長代理には、藤本委員を推薦いたします。

はん用機械等の部会長には、藤本委員。部会長代理には、飯塚委員を推薦いたします。

電子部品・デバイス等の部会長には、飯塚委員。部会長代理には、藤本委員を推薦いたします。

自動車製造の部会長には、藤本委員。部会長代理には、富田委員を推薦いたします。

新車小売の部会長には、飯塚委員。部会長代理には、富田委員を推薦いたします。

以上です。

【補 佐】 ありがとうございます。森脇委員より、特定最賃5業種の専門部会委員の部会長、部会長代理について推薦がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

【補 佐】 ありがとうございました。それでは、確認いたしますが、鉄鋼の部会長に富田委員、部会長代理に藤本委員、はん用機械等の部会長に藤本委員、部会長代理に飯塚委員、電子部品・デバイス等の部会長に飯塚委員、部会長代理に藤本委員、自動車製造の部会長に藤本委員、部会長代理に富田委員、新車

小売の部会長に飯塚委員、部会長代理に富田委員。以上となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、以後の部会の進行ですが、本日は5件の特定最低賃金専門部会の合同会議ですので、各部会を代表して、富田委員に部会長として、藤本委員に部会長代理として、以後の会議の進行をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

【補 佐】 ありがとうございます。それでは、会議次第4ですが、富田部会長から5件の専門部会を代表して、一言御挨拶をいただき、以後の会議の進行をよろしくお願ひします。

【部会長】 5つの専門部会を代表して、この合同会議の進行を務めさせていただきます富田でございます。よろしくお願ひします。

先般は、島根県最低賃金の改正審議につきまして、長引くコロナ禍の影響や物価・原材料費の高騰等により、昨年以上に審議が難航し、最終的には採決による結審となり答申をさせていただきました。いよいよ本日から、特定最低賃金の審議が始まります。改正諮問のありました島根県の主要産業でもあります5業種について、島根県最低賃金の審議と同様に、労使双方それぞれご意見があらうかと思いますが、何卒、円滑な審議にご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、議事に移ります。会議次第5の島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の開催について、事務局から説明して下さい。

【室 長】 青いインデックスの資料ナンバー2の改正決定の諮問に関わるこれまでの経過について、説明をさせていただきます。

本年3月4日に労働者を代表する者から、6件の特定最低賃金の改正の意向表明を受けまして、3月14日に第424回審議会が開催されました。事務局では、意向表明を受けまして、6月に最低賃金基礎調査等を実施して資

料の準備を進めてまいりました。その調査結果につきましては、のちほど説明します。

7月初めに、各労働団体から百貨店・総合スーパーを除きます、製鋼などの5業種につきまして、最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定の申出書の提出がありました。それを受けまして8月25日の第428回審議会におきまして、労働局長が改正の必要性について諮問し、必要性検討委員会で検討された結果、申出があった5業種について、改正の必要性有りとの答申を全会一致でいただき、同日、労働局長から審議会会長に金額改正の諮問を行いました。その諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項により、5業種それぞれの専門部会が設置され、9月8日付けで各専門部会委員を任命しまして、本日その第1回目の専門部会を合同会議という形で開催しております。

金額審議におきまして、十分に議論をいただき、最後は全会一致で結論が得られるようお願いしたいと思います。以上です。

【部会長】 何か質問等ございますか。

(「ありません」)

【部会長】 続きまして、会議次第6の最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の規定の適用について、事務局から報告して下さい。

【室長】 資料ナンバー4で、最低賃金審議会令の抜粋をお配りしておりますので御覧下さい。

最低賃金審議会令第6条第5項は、審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる、という規定で、改めて本審議会を開催し議決する必要がなくなります。なお、この場合、運用として、専門部会において全会一致で議決された場合に限ることとなっております。

また、最低賃金審議会令第6条第7項は、最低賃金専門部会は、その任務

を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、という規定で、専門部会終了後に改めて本審議会を開催する必要がなくなります。

この2つの規定につきましては、8月25日の第428回審議会において御審議いただき、それぞれの規定の適用が議決されておりますことを御報告いたします。

【部会長】 続きます。会議次第7の関係労使からの意見聴取について、事務局から説明して下さい。

【室長】 最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第7条並びに同施行規則第11条第1項の規定に基づき関係労使からの意見聴取の公示を、8月25日から9月8日まで行いましたが、意見の提出はありませんでした。

最低賃金の改正諮問を行った際の関係労使からの意見聴取の方法につきましては、最低賃金法施行規則第11条第2項に、関係労使からの意見提出のほか、関係労使のうちから適当と認める者をその会議、専門部会を含みますけれども出席させる等により、意見を聞くものとする旨が規定されております。

したがって、この意見聴取の取扱いについて、御審議をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【部会長】 説明のありました関係労使からの意見聴取について、いかがお考えでしょうか。労使からの御意見をお願いしたいと思います。

はい。森脇委員

【森脇委員】 必要であれば意見を聴取するということで、そうでない場合は必要でないということをお願いしたいと思います。

【部会長】 労側委員。

【景山委員】 はい。森脇委員がおっしゃるとおりでよろしいです。

【部会長】 それでは、各専門部会の審議経過の中で必要があれば、その時点で意見聴取を検討していただくということによろしいでしょうか。

(「はい」)

それではそのようにさせていただきます。

【部会長】 続きまして、会議次第 8 の最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明して下さい。

【補 佐】 本年 6 月に実施しました最低賃金に関する基礎調査について、ご説明します。

皆様のお手元に合同会議部会別資料をご覧ください。その中に部会別の基礎調査に関する資料をお配りしております。

目次と青インデックスの資料ナンバー 1 から資料ナンバー 3 としているものです。ナンバー 1 が、担当される特定最低賃金の申出書、ナンバー 2 が、担当される特定最低賃金に関する調査結果報告書、ナンバー 3 が報告書に関する参考資料としています。

本日は合同会議のため、各特定最低賃金のデータや資料の詳しい説明は省略し、共通ポイントのみご説明させていただきます。

ナンバー 2 の結果報告書の 1 ページを御覧下さい。これは、基礎調査の概要を記載したものになります。1 ページの 2 (2) に産業とありますが、ここに記載されています、イロハニホヘトの 7 産業を対象として、最低賃金の改正審議のために、本年 6 月分の給与について調査を行っています。

統計調査は、実績を報告いただくものが、ほとんどですが、基礎調査では、6 月中に、6 月に欠勤がないと仮定した場合、満稼動した場合の支払予定額を回答していただくという調査になっています。

結果報告書の 2 ページを御覧下さい。この第 1 表は、総務省が実施する平成 28 年経済センサス調査から把握した事業所数、労働者数を、産業別、規模別に集計したのものになります。この第 1 表で、網掛けした部分が基礎調査

の対象です。規模は、1人～9人、10人～29人、30人～99人、100人以上と分類しており、製造業のみ1人～99人までを対象とし、それ以外の産業は29人以下の事業所を対象としています。

結果報告書の3ページの上段を御覧下さい。第2表は、それぞれの特定最低賃金に適用される事業所数、労働者数を前のページの第1表から抜き出したものになります。なお、新車小売業については小売業から抜き出しています。

3ページの第2表の一番下に（参考）として、各特定最低賃金に適用される部会別の事業所数と労働者数を記載しています。これは、令和4年3月14日に開催された第424回の本審資料でお示しした、各特定最低賃金に適用される28センサスの事業所数と労働者数を基に情報を更新した数字となっております。

結果報告書の3ページの下段を御覧下さい。第3表として、基礎調査の実施状況を記載しています。上半分が調査対象産業全体の合計、下半分がそれぞれの特定最低賃金が適用される産業の合計となっております。本年は、全体で1,467事業所へ送付し、877事業所から回答があり、回答率は59.8%でした。第3表の調査対象欄は28経済センサスから把握した基礎調査対象の実際の事業所数、労働者数であり、これを母集団と呼んでいます。集計しました7,290人分のデータから、母集団となる労働者110,784人に復元したものが、この後に続く賃金分布のデータとなっております。

ここで、青いインデックスの資料ナンバー3の参考資料1を御覧下さい。この基礎調査対象産業一覧表と題する資料は、いわゆる基礎調査の設計図に当たるものです。この表の中央の列を見ると、39の産業と、百貨店・総合スーパーに分類してあります。39の産業については、統計上必要となる部数の調査票を確保し、それを元に28経済センサスの労働者数に復元しております。調査票の集団の賃金分布は、その母集団、28センサスが示す労働者数で復元すれば、その賃金分布を正しく推定できるとされています。

青いインデックスの資料ナンバー2の結果報告書に戻りますが、4ページ以降は、3種類の賃金分布データがセットで綴じてあります。3種類の賃金分布データは、1枚目が事業所規模別と年齢別に集計したもの、2枚目が男

女別を更に年齢別に集計したもの、3枚目が年齢別を賃金階級ごとに表示したものとなっています。そして、調査対象産業計、特定最低賃金適用の産業計、第2表記載の各産業計の順で綴じてあります。調査対象産業計と特定最低賃金適用の産業計の3枚セットの後には、労働者がどの賃金階級に分布しているかを表したグラフを挿入しています。

次に、特性値についてご説明します。資料については、特定最低賃金ごとにページが異なります。略称で失礼しますが、製鋼、自動車の製造と新車小売業は、結果報告書の14ページ、はん用機械は35ページ、電気は29ページを御覧下さい。

この資料は200人の集団を例に作成したものです。第1・何々分位数とは、第1・20分位数で説明いたしますと、上の分布図にあるとおり、賃金の低い者から並べて200人を20等分した5%の10番目ですから、10番目の労働者が属する場合の賃金額を表しています。第1・10分位は10等分の10%で20番目、第1・4分位は4等分の25%で50番目となります。中位数は200人の真ん中、100番目となります。四分位偏差係数は、分布の両端に影響されない第1・四分位から第3・四分位までの、全体の半数に当たる労働者の賃金分布の中心部分の広がりを表しています。上下の分布図右肩に説明書きがありますが、この計算式によって算出いたします。上の分布図のように0.25と算出されれば、茶色で色づけした全体の半分、51番目から150番目までの100人の労働者の賃金分布幅が、その上に、うぐいす色で表示された賃金分布幅の25%であるということの意味しております。下の分布図が示す35%のように係数が大きくなればなるほど、中心の山は低くなり、横に膨れる形となります。このように分布の状態、イメージを表す数値として用いられています。この特性値につきましては、今ご覧のページの2ページ前の特性値及び最低賃金未満労働者数と、今ご覧の次のページの特性値一覧表に集計結果を載せていますので、審議のご参考にさせていただければと思います。

次に、青いインデックスの資料ナンバー3の参考資料についてご説明します。2ページの参考資料は、過去の未満労働者数と未満率を時系列で一覧表化したものです。3ページの参考資料3については、資料ナンバー2の結果

報告書では10円刻みの賃金分布表となっておりますが、最低賃金額未満を一括し、最低賃金額から1円刻みで賃金分布表を出力しております。左側の賃金分布表の累積労働者数と累積の割合は、その時間額を含む労働者の数です。右側の影響率は、その時間額に改正すると何%の労働者を引き上げなければならないかという未満率ですので、左側の賃金分布表では1つ上の行の数値に一致します。この表で、最賃を何円引き上げれば、全体としてだいたいどのくらい的人数、影響率があるのか審議のご参考にしていただければと思います。

それから、昨年度委員から要望がございました一番右側の列の未満労働者数のもととなった1円刻みのサンプル数については、資料の一番最後にP3の補足資料として今年度は添付しております。復元後の労働者数の累計が、基本的には3ページの未満労働者数と一致した数字となります。

以上で、提出資料のご説明を終わります。

【部会長】 ただいまの説明について、御質問、御意見等お受けします。いかがでしょうか。特になしでよろしいでしょうか。

(「はい」)

【部会長】 それでは、会議次第9ですが、委員から何かございますでしょうか。

(「ありません」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室長】 特定最低賃金発効予定日について説明させていただきます。会議資料ナンバー5で答申日別最短効力発生予定日一覧表をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

この表を見ていただくと、一番左の列の答申、つまり最賃額が全会一致で結審した日が、例えば9月30日の金曜日であれば、右側の各手順を踏んで、

最短で11月30日の水曜日が発効日となります。なお、この表は、答申から発効まで最短で手続きが進められた場合の日程を示したもので、異議申出があり、その締切日から数日後に本審議会を開催し異議を審議すると、発効日も同様に後にずれしますので、この点を御承知おき下さい。この資料も参考にいただき、閉会后、各専門部会の開催日程を調整していただきますようお願いいたします。以上です。

【部会長】 それでは閉会后、各専門部会で審議日程を調整していただきますようよろしく申し上げます。他に何かありますでしょうか。

(「ありません」)

それでは最後になりますが、今後開かれます第2回以降の各専門部会につきましては、率直な意見の交換等を担保するため、各専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議は非公開とし、第6条第2項、同条第3項を適用し、議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」)

それでは以上をもちまして、特定最低賃金専門部会合同会議を閉会します。お疲れさまでした。